

執行力に関する議論のたたき台

○ ニーズについて

- ・ 執行力の付与について、無条件に賛成及び一定の条件の下に賛成と回答した機関は73.9%（113事業者）という結果になった。（Q9）
- ・ 一方、調停による和解合意に執行力を付与するニーズがないと回答した機関（6事業者）、執行証書・即決和解・仲裁による和解合意のような代替手段が存在しているため、調停による和解合意に執行力を付与する必要がないと回答した機関（15事業者）もあった。（Q11）
- ・ 執行力の付与による受案件数の予測については、減ると回答した機関は全くなく、増加を予測する機関、変わらないと予測した機関、分からないと回答した機関に概ね三分される結果になった。（Q6）
- ・ 民間ADRを選択するかどうかについて執行力の有無がどの程度影響するかについては、事前説明の際に当事者に安心感を与えることができる、弁護士や司法書士といった代理人の立場から、執行力の有無が重視される場合がある、との指摘があった。（ヒアリング）

○ 弊害や隘路について

- ・ 私的自治や任意性が重視されるべきADR機関における調停には、執行力はなじまないとの意見（Q11・25事業者）
- ・ 執行力を付与することにより、応諾率や和解成立率が低下するおそれがあるとの意見（Q11・7事業者、Q12）
- ・ 悪質な事業者が無知な消費者をだまして和解合意をさせるようないわゆる濫用事例を危惧する意見（Q11・4事業者）
- ・ 執行力を導入することにより、ADR機関の負担が増加することを懸念する意見（Q12）
- ・ 執行裁判所において執行を認めない旨の判断をされた場合のリスクを懸念する意見（Q12、ヒアリング）

○ 弊害を防止するための条件について

- ・ 和解合意の双方当事者が執行力を付与することに合意し、その旨が和解契約書に記載されていることを条件とする意見（Q10・60事業者、法務省民事局提出資料6頁以降）
- ・ 裁判所の執行決定を経ることを要件とするなど、一定の公的な機関による事後的な審査を要件とする意見（Q10・26事業者）
- ・ ADR機関の選択を要件とする意見（Q10・14事業者）

- ・ 人的体制や手続の面で一定の質が確保されたＡＤＲ機関による和解合意に限るとする意見（ヒアリング）
- ・ 認証ＡＤＲ機関や、認証ＡＤＲ機関に加えて弁護士会のＡＤＲ機関による和解合意に限るとする意見（Ｑ１０自由記載，法務省民事局提出資料２頁・乙２案参照）

○ 適用除外とすることが考えられる紛争の範囲について

（Ｑ１０の回答３，民事局提出資料の２頁，６頁参照）

- ・ 消費者（消費者契約法（平成１２年法律第６１号第２条第１項に規定する消費者という。）と事業者（同条第２項に規定する事業者をいう。）との間の契約に関する民事上の紛争
- ・ 個別労働紛争（個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成１３年法律第１１２号）第１条に規定する個別労働関係紛争をいう。）
- ・ 人事に関する紛争その他家庭に関する紛争